

7-16 十文字学園女子大学における研究に関する行動規範

平成26年12月18日

学長裁定

令和4年11月10日最終改正

十文字学園女子大学は、建学の精神のもと、強健な身体と確固たる精神及び自由に活用できる実用的知識を持ち、社会に役立つ有用な人材を育成することを基本理念として掲げ、研究成果を積極的に社会に還元させることを目標としている。

本学の研究者（教職員（非常勤を含む）、院生、学生等）は、この目標を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する。

- 1 研究者は、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
- 2 研究者は、研究費が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることに注意を図り、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
- 3 研究者は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
- 4 研究者は、それぞれの立場で専門的能力を高め、効率的な研究を推進することに努める。
- 5 研究者は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び大学に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。
- 6 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、別に定める「研究データの保存等に関するガイドライン」に従って適切に保存する。
- 7 教職員は学生に対して研究活動に必要な倫理教育を実施するとともに、学生が研究活動に従事するときは、学生が研究活動を遂行するうえで不利益を被らないように配慮する。
- 8 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報について、個人情報保護法および関係法令を遵守し保護に努め、適正な取扱いを行う。
- 9 研究者は、協力研究契約や知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守する。
- 10 研究者は、ヒトや動物を対象とした研究においては研究倫理を最大限に尊重し、関係法令、本学規程及び学会等の指針を遵守し、所定の委員会で承認を受けて研究を開始する。また、研究実施上環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（遺伝子組換え生物、毒劇物等）を取り扱う場合には、関係法令、本学規程及び学会等の指針を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けて研究を開始する。